

目 次

告 示

ページ

- 15 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正・・・ 2

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 6 年 9 月 14 日から実施した。

令和 6 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店			(1) 総括店		
(略)			(略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 (収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務)	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 (収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務)	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
十日町市事務 所	(略)	(略) " 吉田支店 " 川治支店 (略) " 松代支店	十日町市事務 所	(略)	(略) " 吉田支店 " 水沢支店 " 川治支店 (略) " 松代支店 " 松之山支店
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。